平成２３年（フ）第５５６号
鹿児島県鹿児島市田上７丁目30番10号
債務者　原田喜代子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５７０号
鹿児島県熊毛郡屋久島町安房102番地
債務者　日髙　聖志
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６００号
鹿児島県鹿児島市紫原７丁目27番７号　サンシャイン末廣101
債務者　並木のぞみ
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第９８号
鹿児島県大島郡徳之島町花徳2470番地
債務者　徳山　純一
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第１４４号
宮城県大崎市古川稲葉４丁目７番12号
債務者　佐々木成代
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第４０５号
秋田市新藤田字治郎沢28番地80
債務者　斎藤　　愛
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４０７号
秋田市楢山川口境20番１―101号
債務者　川田　　耕
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４０８号
秋田市河辺三内字田尻下野田86番地
債務者　田口　英俊
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４０９号
秋田市茨島４丁目４番13号　コーポ浅野201号
債務者　佐々木　忍
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４１８号
秋田市千秋矢留町５番１号　メゾン・ド・セドール508号
債務者　佐藤　正人
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３０号
秋田市飯島川端１丁目６番30号
債務者　浅野　浩二
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１号
福井県敦賀市莇生野47号９番地の１
債務者　野畠　育代
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第１４１号
長野県上田市長瀬3915番地
債務者　養田　金弥
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１４２号
長野県上田市長瀬3915番地
債務者　養田　佳子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１４３号
長野県上田市長瀬3915番地
債務者　養田　その
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１０６号
長野県茅野市豊平5314番地１　塩之目Mハイツ101号、前住所長野県諏訪郡富士見町富士見3210番地の18
債務者　山村　輝彦
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第３４１号
徳島県鳴門市大麻町萩原字山ノ下58番地
債務者　後藤勝次郎
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５７号
徳島県板野郡北島町北村字西蛭子30番地、旧住所徳島県阿南市那賀川町上福井南川渕83番地１メゾンメールＡ101
債務者　富田　明美
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
徳島地方裁判所民事部